

期日前投票によって投票が簡単に！

改正前 これまでの不在者投票の手順は、
投票用紙に候補者などを記載
投票用紙を内封筒へ封入
外封筒へ入れて、署名
投票管理者へ封筒を提出、外封筒に
立会人が署名
と何かと手続きが多かったのですが...

改正後 「期日前投票」では、
投票用紙に候補者などを記載
直接、投票箱に投かん
これで終わり！

ただし、宣誓書の提出は必要です

これまで投票日当日に不在する理由で有権者が行う投票は「不在者投票」とされ、投票日と異なる煩雑な手続きで投票が行われていました。今回の改正により、投票日とほぼ同様の手続きで投票が行えるようになりました。ただし、市外に滞在しているための郵便投票や病院・老人ホームなどの施設での不在者投票は従来どおり行われず。

改正のポイント
不在者投票制度が「期日前投票制度」に変わり、投票が簡単になりました。

公職選挙法一部改正……
不在者投票制度が変わりました



改正のポイント
期日前投票の投票期間は、公示日（告示日）の翌日から投票日前日までとなりました。

これまでの不在者投票では公示日（告示日）当日にも投票ができませんでしたが、期日前投票では、その翌日から投票となります。

改正のポイント
郵便投票ができる障害のある人の範囲が拡大されました。

郵便投票できる人の範囲が広がり、身体障害者手帳に次の記載のある人も投票ができるようになりました。

介護保険法上の要介護者で、区分が要介護度5の人（郵便投票証明書の有効期間は交付の日から要介護認定の有効期間の末日まで）
身体障害者福祉法上の身体障害者で免状の障害の程度が1級から3級までの人（郵便投票証明書の有効期間は7年）

投票制度についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会 ☎ 32-2143へどうぞ。

個人情報保護制度・情報公開制度に関する平成15年度の運用状況をお知らせします

個人情報保護制度

期間	平成15年10月1日～平成16年3月31日					
個人情報取り扱い事務の届け出件数						
実施機関	件数					
市長	254件					
教育委員会	51件					
選挙管理委員会	15件					
公平委員会	1件					
監査委員	1件					
農業委員会	3件					
固定資産評価審査委員会	1件					
水道事業管理者	3件					
議会	2件					
合計	331件					
自己情報の開示請求・訂正などの請求と、請求に対する決定の状況						
1 自己情報の開示請求						
実施機関	請求件数	全部開示	一部開示	不開示	却下	
市長	2件	1件	1件	0件	0件	
合計	2件	1件	1件	0件	0件	
2 自己情報の訂正などの請求 なし						
不服申し立てとその処理の状況						
不服申し立て件数 なし						

情報公開制度

期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日	
請求件数	10件	
対象行政文書数	32件 (うち全部開示28件、一部開示2件、不開示2件)	
行政文書の内容	一般廃棄物処理契約関係	14件
	浄化センター入札関係	4件
	浄水場入札関係	4件
	商業振興契約関係	3件
	市議会委員会議事録関係	2件
	都市計画道路事業関係	2件
	市街地再開発事業関係	2件
	高齢者措置関係	1件
異議申し立て件数およびその処理状況	1件 津山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問の結果、実施機関の処分が妥当である旨の答申があり、異議申し立てについては棄却と決定	

個人情報保護制度・情報公開制度についてのお問い合わせは、市総務課 ☎ 32-2041へどうぞ。